

建設経済常任委員会

平成18年9月22日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第20号 旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

《付託請願》

請願第4号 WTO農業交渉に関する請願

請願第5号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願

請願第6号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規則等に関する法律」の改正を求める請願

出席委員（6名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 鈴 木 正 道

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（25名）

助 役 重 田 雅 行

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建 設 課 長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下 水 道 課 長 山 崎 健 次

農業委員会
事務局の他担当
農事その他職員
小田雄治
18名

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和	主任主事	飯笹浩一

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

大変ご多忙の中を建設経済常任委員会ということで、ご苦労さまでございます。

本日は、9月8日の本議会において、議長より付託を受けました議案第10号並びに議案第20号の本委員会の所管事項であります2件と請願3件の審査をお願いをいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたします。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会ということで委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

本日、執行部の方から審査をお願いします議案は、議案第10号の一般会計の補正予算、それともう一つは議案第20号、勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、その2件でございます。

よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（向後和夫） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号について、担当課長より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案の中の6款農林水産業費の中につきまして若干補足説明をさせていただきます。

議案書の中の24ページからお目通しいただきたいと思います。

24ページの中に、6款農林水産業費を若干説明させていただきます。この中の農業振興費の欄、ここが主に国、県の補助金を受けまして農業者等に事業を実施いただく、そういう主なものでございます。

備考欄の説明の中に、1番目に「原点回帰」飼料増産緊急対策事業223万7,000円という補正予算でございます。これにつきましては、現在、稲わらを収集しようということで、事業主体は干潟地区に東4区稲わら収集組合5名で立ち上げをしております。この秋にはこの機械は間に合いませんけれども、ロールベアラー、ロータリーデッキ、来年度の稲わら収集に向けて機械を入れたいということでございます。この中で何で補正にということがあるかと思えますけれども、当初国、県の枠がないということだったんですけれども、急遽、国の方あるいは県の方から補助金の確保ができたから旭市で使わないかという、そういう温かい声がありまして、今回、事業主体の方に話をしまして、ぜひこの秋に入れて、来年に向けて取り組みをしたいと、そういうことでございます。

それと、2番目の先進的園芸農産産地づくり、これは減額補正になっています。それと環境にやさしい農業、これは国の事業名が変わりましたので、この後ご説明しますが、そんなことで事業名の組み替えというようなことでご了承いただきたいと思います。

4番目に、ちばのオリジナルブランド産地づくり支援事業、25ページの中に26万円ほどあります。これにつきましては、千葉県から補助金をいただきまして、現在、旭市で観光イチゴ組合、実は旭市というのはイチゴが県下でもナンバーワンの産地でございます。ただ、若干ちょっとPRが足りないのかなというようなことで、今回、観光の面からPRをしていただく、そんなことで観光イチゴ組合が発足をいたしました。この観光イチゴ組合で26万円県からいただきまして、26万円を自分たちで都合しまして、その倍の計52万円でいろいろな観光イチゴ、これをPRをしたい、チラシを作ったりあるいはインターネットで自分たちの産地をPRする、というような事業の取り組みでございます。

それと、5番目に「園芸王国ちば」強化支援事業2,985万6,000円という事業がございます。これにつきましては、千葉県が全国で第2位という農業産出県でありますけれども、野菜については3番目、茨城県にも抜かれつつあるあるいは抜かれてきたと、そんなことで危機感を抱きまして、千葉県の方では園芸王国というようなことで、急遽、実は農家の支援策を打ち出ししていただきました。

特に、今回は、今までは県の事業の中でも3戸以上まとまらないと補助事業の受け皿としてはできないというのがあったわけですが、なかなか3戸以上というのが難しいと。そんなことでこの平成18年からは、認定農業者であれば1戸でも構わないと、1戸でも手を挙げていただければ県が支援をしましょう。ただ、中身的にはハウスを作ったり、そういう施設園芸等に対しての補助でございます。県の補助金は4分の1以内を支援をするということでございます。そんなことで、急遽、実は認定農業者は市内に525名いるわけですが、全員の方にご案内をしまして、今回6名ほど手が挙がりまして、急遽、平成18年度事業としまして施設園芸の整備をさせていただく、そういう補助金でございます。県から4分の1いただきまして、それを直接農業者の方に交付をする、そういう事業でございます。

平成18年度から3か年続けてやるということです。そんなことで、既に平成19年度に手を挙げている農家、そういうものにつきましても県の方に伝えてございます。市内施設園芸は大きな農家が結構多くいますので、この事業等を核にしまして、施設園芸の方につきまして振興策を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

それと、「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業、これは減農薬栽培に取り組む、そういうことで飯岡地区の上永井の生産組合が取り組んでいただきます。

その次の畜産振興費を説明させていただきます。バイオマスの環づくり推進事業2,399万5,000円の分でございます。これは、現在、干潟地区で進めております食品残渣、今は食品残渣とは言わないわけです。古フードという表現で人間が食べ切れなくて残したもの、これを実は豚のえさにするという事業、この事業が当初よりも若干地盤等の中にお金がちょっとかかるということで、今回、国の補助金2分の1、2,399万5,000円を追加で補助金を受けまして、それを事業実施主体の方につなげるということでございます。この10月初めに工事が始まりまして、来年の3月までに完成予定でございます。日本では、初めての事業の取り組みということで注目をされているものでございます。

26ページの方を申し訳ありません、お開きいただきたいと思います。

26ページの中に、水産業総務費がございます。説明の中の2番目に制度資金利子補給事業

5万7,000円という補正予算を組ませていただきました。これは、漁業経営改善資金の利子補給補助金というようなことで、実は今、漁船が相当高い値段になっております。1そう買いますと3億円とか、そんなことで漁業者の経営支援というようなことで、農業者の中にはスーパーL資金追加利子補給等もあるわけですが、今回、農林漁業金融公庫等を使われた方につきまして、5年間について利子補給をさせていただきたい、そういうことで提案をさせていただきました。

今回は5万7,000円ということですが、船ができるのが来年の2月中旬というようなことで、日数的に約43日間というようなことでしたので、この43日間の分の5万6,347円というものを今年度措置をさせていただいて、向こう5年間、利子補給を続けさせていただく、総額的には約200万円程度になる予定でございます。漁業経営につきまして、側面的から支援をしていきたい、そういうことで提案をさせていただいてあります。

以上でございます、よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、7款商工費の補正について補足説明申し上げます。

今回、4事業について補正を出してございます。26ページになります、お開き願いたいと思います。

商工費、商工振興費の中の負担金補助及び交付金でございますが、1点目の旭市商店街振興事業補助金でございますが、これは既存の商品券、旧旭市で出しておりました商品券、これを新旭市全域に流通させるということで、共通商品券事業に改編をしまして、旭市民への利便性の提供と消費者サービスに努める、併せて商業の振興を図ることを目的に実施するものでございます。実施主体につきましては、旭市商業振興連合会ということで、これは合併後の新組織でございます。秋に旭市商工会合併記念事業として実施することになっております。これがプレミアム付き商品券発行事業という部分でございます。補助率につきましては、発行額が5,000万円ということの1割をプレミアム分としまして、500万円を助成するというものでございます。

その下でございますが、旭市商店街の施設及び景観整備事業補助金、これは飯岡地区の商店街の街路灯の設置事業でございます。飯岡地区の街路灯につきましては、設置後10年が経過しておりまして、塩害や風水害による腐食、破損が著しいということの中で、実施主体であります飯岡街路灯委員会が平成17年度に県に補助要望を出したものでございます。併せて、そのときに市にも助成の要望がありました。今回、県の補助内示がございましたので、補正

をするものでございます。街路灯につきましては、従来、県それから事業主体、市においてそれぞれ3分の1の負担額により実施しておりましたので、同様の助成ということになります。補助額でございますが、街路灯1基24万円かかるという中で70基、補助率は3分の1ということになっておりますので、560万円の補正ということになります。

それから、その下でございますが、観光費でございます。観光イベント事業としまして、消耗品に125万6,000円の補正をとってございます。これは、袋公園の秋のヘラブナ釣りの来訪者の増員を図るためということの中で、東総釣友睦会の方からの助成要望によるものの追加の助成ということになります。量的には2トンというふうに考えております。

それから、その下でございますが、長熊釣堀センターの工事請負費ということで、これは観光施設改修工事ということで、長熊釣堀センターの5号栈橋が沈下が著しく危険であるということの中で、発泡スチロールフロートの交換工事を実施するというものでございます。補正額は200万円を計上してございます。発泡スチロールの大きさですが、1個が横が1メートル82センチ、縦が91センチ、厚さが44センチ、それを64個設置するというものでございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、27ページ、8款3目13節、説明欄1の排水路整備事業につきましてご説明を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、日下議員の議案質疑でもお答えしましたけれども、もう一度申し上げます。

海上地区の蛇園、広原地区、主に南側なんですけれども、その排水を改善するためのものでありまして、現在、幅80センチ、深さが90センチの三川派川、総延長3キロメートルに及ぶわけなんですけれども、これを改修するための基本設計を作成するというものでございます。

それから、2番目のH-1-002号線、これは東総運動場、干潟地区なんですけれども、東総運動場の東側から大原幽学公園東側に通じる1級2号線の2.5メートルの歩道整備をするという事業でありまして、来年度工事を予定しています500メートルの間につきまして、用地の幅くいを設置したり、あとは物件補償があるわけなんですけれども、その補償調査を行ったりというものを行いたいというものです。なお、全体の歩道整備の総延長は1,120メー

トルでございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 担当課長の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 24ページの農林水産業費の関係ですが、ただいまご説明をいただきました内容で、農業振興費の説明欄で2番、3番が国、県の補助の中で事業の名前が変わるということで組み替えの予算のための減額ということですが、これは名前は今説明がそれぞれありましたけれども、その中に入っているものかどうか、また名称については違った名称についてはどういうことになっているか、お伺いをしたいと思います。

それから25ページの観光イチゴ組合が発足して26万円をそれぞれの組合が出して、26万円が補助になるという、合計52万円でPR活動を行うということでもございましたけれども、これにかかわらず旭市として、千葉県の中の旭市は、ある意味では、千葉県をしょって立っているということでも言われても過言でないような、そういう農業市という位置づけが合併によってなったわけですが、国や県の補助をいただいて活動することも大切なことなんです。旭市みずからが、例えばイチゴについては県内一だということであれば、旭市として単独事業なりを組んで、そしてまた県の補助をいただく中で、独自性を持った市としての方向づけというものも一方では必要ではないかというようなことを思うんですけれども、組合の方に任せてPR活動をなさいよと言っても恐らく限界があるでしょうし、また行政がやっても限界があるでしょうし、そういった意味では、やっぱりお互いに話し合いをする中で、旭市としての特色をもっと出すという、そういったことが今回の補正に組まれているこのイチゴだけではありませんで、全体的に農業ということからすると、そういった発想の転換をもってやることも必要ではないかということを考えたときに、補助を受けるということよりも単独で事業をしていこうということについては、どのように検討をされてきたのかどうか。

また、今後、平成19年に向かって、そういう意味では、旭市のブランドとかいろいろな意味でいい要素をどう市内外、そしてまた県外に進めていくかということについても、考えがありましたらぜひお伺いをしたいと思います。もちろん5番目の「園芸王国ちば」、これは茨城県に負けないようにということで千葉県が補助をしていこうということで、通常の形よりも認定農業者に対して手を挙げた人ということでございますけれども、こういったことは県の取り組みですが、旭市としてもそういった取り組みがあってもいいんじゃない

かというような気がいたします。そういった意味で、農業全般にわたりまして市のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、その下の畜産振興費、バイオマスの環づくりということで、これについては地盤との関係で補正を組むということで、これは新たな取り組みの一つとして期待が寄せられているわけですが、これについては、全体的に若干伺っておりますけれども、面積的なものとかあるいは将来的な効果的なものについても、もう少し詳しく確認のためにお伺いしたいと思います。

若干戻りまして恐縮ですが、農林水産業費の２目農業総務費、簡単に結構ですからお伺いしたいんですが、農村公園維持費の事業について、需用費並びに工事請負費、いずれも増額の補正が組み込まれておりますけれども、その組み込まれた増額について簡単に結構ですから、増額の理由についてお示しをいただきたいと思います。

同時に、25ページの農地費の関係で、土地改良施設等維持管理負担金ということも増額の予算が組み込まれておりますけれども、当初の考え方よりも何か変わったことがあるのかどうか、これについても加えてお伺いしたいと思います。

以上が農水関係です。

商工費の方の関係では、１点だけお伺いいたします。プレミアムの関係で、連合会が新たに発足して、今までやってきた旭市の内容について踏襲した形で、記念事業の一環として取り組まれるということでございましたけれども、これはあれでしょうか、単年度で合併によって連合会ができたという、そういった記念のための単年度事業で終わらせるようなお考えなのか、それとも今後引き続き市としても同様の考えで補助をしていくというお考えなのか、それともそれに加えて連合会の方では、今後プレミアムということについてどのようにお考えになって、継続していくような状況にあるのかどうか、この辺の考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、今のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

一つ目の事業の組み替えの関係でございます。先進的園芸農産産地づくり事業、それと環境にやさしい農業推進対策事業が減額になっております。これにつきましては、先ほど説明しました先進的農業の部分が「園芸王国ちば」強化支援事業というようなことで、ここに組

み替えをさせていただいたものでございます。当初の先進的園芸農産産地づくり事業の中には、実は富浦米工房ということで、経営構造対策事業で昨年度の事業の中でライスセンターを導入しました。その中で県の支援をいただきまして、コンバイン等を入れる事業、それと新町消毒機械利用組合、これは床土の消毒機械を入れたい。それと、飯岡地区の飯岡イチゴ生産組合がパイプハウスを設置をする。それに対しまして、それぞれ補助金の申請があったわけですが、これらがすべて「園芸王国ちば」ということで組み替えをさせていただいたものであります。その中に先ほど説明しました認定農業者が6名で取り組みますハウスの緊急対策、これも含まれております。

それと、環境にやさしい農業につきましては「ちばエコ農業」、こちらの方に組み替えをさせていただきました。ただ、事業主体の方から減額等の話もありましたので、若干、金額が減っているところでご理解いただきたいと思います。

それと、イチゴ組合に対しましてですが、ご質問のとおり、我々も理解をしております。単なる国から来たお金、県からいただいた補助金、これを農業者に交付するだけでは行政としては余りちょっと能がないのか、もうちょっと踏み込んで農業振興をやるべき、そういうふうにも取り組みをさせていただき、そういうふうと考えております。

この観光イチゴ組合につきましては、実はもうちょっとお金をやって事業費を入れて、もうちょっとPRしてくれないかという話もしました。ただ、どうしても事業主体の方の持ち出しも実はあります。7名で今やっておりますので、中にはすべて直売で売っている方、それと片手間で少しは売っているよと、組合員の層の中にはいろいろな層があります。そんな形で、当初余り組合員の関係がまずくならないような形ということで、こういう事業費が組合員みずから選んだ。当市としましては、実はベンチャー農業支援事業ということで農水の中に補助金を当初予算の中でご承認いただいております。その中で、この組合の方は15万円使わせていただきたい、その中でいろいろ県の補助金の中でできないような、例えば箱をもうちょっと消費者に喜ばれるような何か工夫をしてPRしてみるとか、いろいろな取り組みをしていきたいということで別途15万円、市から補助事業で支援をしていきたいというふうに考えております。

特に、これにつきましては、うちの方の職員が事務局ということで、一番若い職員を入れまして、事業主体がすべて若い後継者が多いもので、一番若いのがいいのかな、そんなことでお金の面も併せまして、人の力もひとつ市の方へ一緒に入って取り組みをさせていただくということでやっております。

それと、バイオマスとの関係でございます。今回、補正で組ませていただきましたのは、実は文化財がどうも地下にありそうだということで、これをやっていると、相当年数が調査にかかってしまう。県と協議をしまして、実は地下層をいじらないということであれば、それらの調査はいらないということで、そういうようなことで、地下層をいじらないで上にコンクリートを厚みをつけまして、その上に建物を造るという、極めて短期間で造りたいということでもありますので、国の支援をいただきましてやるものであります。

このバイオマスの液状の肥料ということで、主にコンビニから出ます例えば弁当がまだ食べられるのに販売期限が切れているもの、そういうものを冷凍で現地へ持ち込みまして、それを人間の手で封をあけて食べられるところを全部取って、液状のえさにすると。この弁当類だけでなく、すべて例えば新潟県から亀田のあらが来たり、いろいろなものが予定をされております。あるいは、牛乳のちょっと販売期限が切れたものとか、そこだけの肥料、えさですと栄養が偏ってしまうというようなことで、全部分析をしまして、そこにプラスして豚に給与をする。

日本では初めてでありますけれども、ヨーロッパではこれが結構、主流になってきております。えさ単価が安くなるという反面と、特に消費者のハートをつかみたいと。今まで全部食品残渣というようなことで捨てて堆肥にしていたという部分が今まであったわけですが、それはもったいないという発想で、それをまた豚に給与して、それをまた食料にするということです。今、国の方では食糧需給率がなかなか45%上がらないと、その上げようとする切り札が、実はこの取り組みかなということで、実は国の全面的に支援をいただくということで取り組んでおります。

将来的には、市内の養豚農家になるべく多く回るような形で取り組みを今、事業主体の方にはお願いをしております。それと併せて、こういう取り組みが消費者のハートをつかんで旭市の肉を食べていただく、そういう取り組みということで考えております。

それと、農業総務費の中の説明がちょっと漏れまして申し訳ありません。農村公園維持管理事業ということで、需用費につきましては、実は東総文化会館、県立図書館の南側、ずっと農地があるわけですが、その農道の中に実はアメニティ公園ということで、いろいろなベンチがあったり、あるいはちょっと背を伸ばす、そういう器具が置いてあったりしてあります。その一部の器材が壊れているということで、修繕をさせていただく。それと、西足洗にあります農村公園の広場、これがトイレが現在ちょっと使えない状況、そんなことで急遽、地元区からも要望等いただきましてトイレの修繕をさせていただく。

それと工事請負費につきましては、実は松沢に農村公園というものがございまして、熊野神社の中にあるわけですが、これはうちの方の管理ですので、この中の滑り台が現在危険というようなことで使用をさせておりません。これを取り壊して新たなものを設置をさせていただき、こういう補正予算の内容でございまして。

それと土地改良施設等維持管理の負担金でございまして。これは風永川ということで、現在、匝瑳市と旭市の市境のところに川でございまして。この川が海に近いということで、そのまま放っておきますと、大きな災害のときには、逆に海へ流れる水が海から来るという、そんなことでそういう機場を設置してございまして。ここで川の水を強制排水する。これは、匝瑳市と旭市で共同で負担金を出して管理をしています。若干、現在の状況を見ますと、ポンプがちょっとおかしいというようなことで、まだ現在は使っておりますけれども、いつ壊れるか分からない。いざ災害のときに使えないということでは困るというようなことで、今回、急遽、補正で組ませていただいて、匝瑳市と共同で機械を修繕したい、そういう事業でございまして。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、プレミアム商品券に係る部分で、今後この部分も継続するののかという部分でございしますが、平成18年度につきましては、合併記念としてその起爆剤と言いますか、そういった意味も込めて実施するというものではございしますが、この事業はあくまでも商業の活性化という部分を目的にしておりますので、3年くらいは継続して見守っていきたいというふうに考えておりますけれども、この中にはいろいろ条件も付してございまして。というのは、合併をしましたので、当然、旧旭市においては、加盟店200の中で実施しているんですが、その効果として全域で実施するわけですので、当然多くの加盟店が出てくるという部分もある程度こちらとしては条件的に考えております。

ですから、その連合会自体も合併した中で補助金をいただくわけですので、500の加盟店を目標に進むんだという部分もございしますので、そういった部分も推移を見ていかなければならないというふうに思っています。それと、合併の組織、新たに合併して組織ができたわけですが、その組織についても、どれだけその組織化が図られていくのかという部分も見なければなりません。

それから、これは加盟店が増えることから来ることですが、合併に伴う商業地域の拡大に対する振興策という部分も、ある程度見ておりますので、ですから、今年やった中でどうい

う結果が表れたのかというものを見ながら、できれば3年くらい実施していきたい。その後ですが、その後は当然結果として連合会独自でそういった事業ができるように頑張ってくださいというふうに話しております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、議員のご質問の中で1点ちょっと回答を漏らしました、申し訳ありません。

バイオマスの環づくり推進事業のこの中身ですけれども、設置します場所は旭市内の旧干潟地区の溝原というところ、ここに県の養豚協会が持っておりました敷地、産肉能力検定所ということで、豚の能力等をはかる施設があったわけですが、それが数年前から実は使っていないと。県の方からぜひこの跡地をできれば畜産振興のために使っていただきたいというものがありまして、ここの跡地を予定しております。面積的には約1町ちょっとくらいだと記憶しております。この中に、実は飼料製造施設というようなことで2,814平米の建物を造ります。付随しまして、貯蔵タンクあるいはベルトコンベア等あるいはトラックスケール、そういうようなものを整備させていただきまして、総事業費的には現在のところ消費税を除きまして約5億2,000万円、これの半分以上が国から補助金として出るということでございます。日量最大で350トン、このえさを作っていきたいというようなことで現在計画が進んでおります。

以上であります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

神子委員。

○委員（神子 功） 組み替えにつきましては分かりました。旭市の農業という位置づけのもとに、イチゴの組合ができたということで、ベンチャーの関係で15万円ほどこちらからも支出をしているということでございますが、やはり県や国の補助を受けるということも大切なことです、育成をしていくということからすると、これからだんだん農業も厳しくなってくるということからしますと、やはり旭市としても一緒に力を込めてやっていくということも、非常に大きな要因になってくるんじゃないかと思っておりますので、そういった点も含めてぜひお力添えをいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

バイオマスの方につきましては分かりました。

商工費の関係で、今、課長の方からお話をいただきまして、長くは3年くらい考えている

けれども、条件があるということでした。やはり何の事業もそうですけれども、今度は今言った逆なんですけれども、余り行政が力を入れ過ぎて該当者が余り力を入れないということも、これまで旭市ではあったのかというふうに思いますので、そういったことを考えますと、3年の中で合併に伴う記念事業を推進していくという、いわゆる継承も大事だというふうに私も思います。その中で、相互理解を進めながら、やはり旭市の商業という立場で活性化を図るということも大事なことですから、その辺よくご指導いただいて、必要であれば補助をしていくというようなことも併せてお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 2点ほどお伺いいたします。

農業振興費でございますが、稲わらが補正で入りましたが、来年度もこれはあるのですか、それをお聞きいたします。

それと、土木費の排水の広原、蛇園南の件でございますが、この3キロメートルというのは、どこからどの辺までの3キロメートルですか、それをお伺いいたします。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、稲わらの収集でございますけれども、本年急遽やらせていただいたというのは、実はこの原点回帰というのは、国からと併せまして県からも補助が出ております。なかなか千葉県予算の中で、国が出して県が出すというのは公共事業以外余りないんですけれども、これにつきましては、以前ご説明しましたようにBSEが千葉県から発症したと、飼料増産を県内で100%やるんだというような知事の掛け声で、この予算だけは県が上乗せをします。現在、国が50%以内の補助金、以内というのは機械によって5割補助するもの、あるいは一般的な簡易な機械については3分の1というようなこともございます。それと、あと県が実は15%上乗せをしていただいております。そんなことで、国50、県が15、残り35を事業主体となっております。急遽、今回、取り組みさせていただいたのは、どうも県の予算が来年上乗せはちょっときつかなという情報がありました。そんなことで、県の担当から、表現は悪いんですけれども、残っているから旭市でやらないかということで、今年は間に合わなくても来年買っておけばすぐ取り組みができるんじゃないか、そんなことで事業主体の方も以前手が挙がっていたところがありましたので、急遽取り組みをさせてい

ただ。

来年もあるかということでございますけれども、来年の予算ですけれども、断言はできませんけれども、国はこの飼料増産ということを今一番農水省の中でも力を入れております。ですから、国予算は確実にあると思われまして。ただ、すぐやりたいかということでありますが、もしできましたら国の予算に手を挙げる場合は、年度当初ではなくて前年に手を挙げてくれということで、前年に手を挙げて今から計画書等を作りまして、来年の8月前半には機械が入るようにしないと効果が薄いというようなことで、ぜひそういう事業主体がありましたら、若干ちょっと遅い感はしますけれども、国の方にはお願いしますので、ぜひ早目にうちの方の課へちょっと電話1本でも結構ですので、いただければと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは3キロメートルですけれども、具体的には三川派川、国道飯岡バイパスと県道飯岡停車場線の十字路がございます。ここから海までを3キロメートルと言っております。もちろん水は駅の南側あたりから今ある野球場の南側、その辺の水を拾うと言っている3キロメートルであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） はい、分かりました、どうもありがとうございました。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 何点か聞きたいと思います。

まず初めに、「園芸王国ちば」の事業なんですけれども、これは枠は3年間事業ということでありますが、全体の千葉県枠というのはどのくらいなものでしょうか。

それともう一つ、JAちばみどり管内の中で、旭地区については栽培説明会の中で農水産課長に来ていただきましてPRしていただきましたけれども、ほかの地区の海上、飯岡、干潟の件につきましても、農協の事業の中でそういう説明はしていたのか、それともこれから機会があればやっていただけるのか、その点をお聞きしたいと思います。

あと土木費の方で、先ほどの嶋田委員の質問の中なんですけれども、今回、本会議の方で日下議員の方から何年か前に海上町で県にお願いして、やはり同じくらいの金額の排水のことでシミュレーションができていると。それと今回の委託されている面積がどのようにダブ

っていくのか、それをちょっとできれば図面を出していただければ幸いなんですが。

以上。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、「園芸王国ちば」の事業の関係でございますけれども、先ほど言いましたように、事業を急遽、千葉県が野菜産出額第1位を奪還したいというようなことで急遽つくっていただきました。この中には三つの事業がありまして、これは県単ですけれども、一つはその推進事業ということで産地戦略をつくろうということで、単にその農家が規模拡大した、それだけに補助ではなくて、ちゃんと農協あるいはいろいろな役所もそうですけれども、入って戦略を考えて、その戦略に基づいたものを県が支援をするということでございます。ですから、農協もちゃんと入っていただいて、これからの市の野菜産地をどうするんだと、そういう絵をかいていただく。ただ、市内には農協と、こういう表現は悪いんですけれども、つき合っていないよというのがあります。農協とおつき合いいただいてない農家の方がこれに乗れないと、これまたおかしくなってしまうということで、農協とおつき合いのない農家は普及指導員さん等も入っていただいて、市と県でそういう戦略を作る。そんなことで今取り組んでおります。

それと、その中に実はハウス栽培緊急促進事業、これが先ほど言いましたパイプハウスあるいは低コスト耐候性ハウス、こういうものあるいは暖房装置等もそうですけれども、県が4分の1、1農家が手を挙げてやる。ただし、これは認定農業者ということで限られております。ですから、すべての農業者ができるということではなくて、認定農業者に限る。現在、市の中では525名いるわけですけれども、この525名の方にはすべて通知をしまして、この事業の説明会は開催いたしました。ただ、525名に通知しても来ていただける方は実は100名いなかったという、文書だけではなかなかこの事業の浸透がないのかなということで、先般も議員等にも一つ席をつくっていただきまして、市内のキュウリ農家には説明をいたしました。来週は、何か市内のイチゴ農家が70名くらい全部集まるから、ここへ来いというようなことで、我々もただ単に座っているだけではなくて、なるべく出向いていろいろな総会の席で、農業の振興につきましてご説明する機会を設けたいというふうに考えております。

特に、10月13日は説明とちょっと違いますけれども、東総地区全体の農業者の方にご案内して、徳島の方からモミジを商品化したという、山からモミジを持ってきて、それが売れるという、1戸当たり、何か農家のおばあちゃんが1,000万円以上売っているよということで、

そういう方を13日に東総文化会館に呼びまして、講演会等もやる予定です。販売も含めまして、農業振興に努めていきたい。そういうことで、ちょっと違った説明で申し訳ありません。

それと、ハウス栽培の緊急促進事業ですけれども、予算の枠は千葉県がこれから3年間やるわけですけれども、予算としましては6,000万円組んであるということでございます。平成18年につきましては、実は県の方へ行まして、何かいい事業はないかということで、これが2,000万円ほどあるよということで、急遽その2,000万円をすべて旭市の方にいただきたいというようなことで、現在お願いしてほぼ行けるのかなと。来年につきましても、早目に手を挙げていこうということで、既に十数名手を挙げて県の方にはお願いをしております。

それともう一つ、園芸王国の中には頑張る産地支援事業というのがありまして、これは3戸以上まとまると、今度、県の補助の中で3分の1以内、補助率を高めて支援をしますと、この事業費が年間ベースで補助金としまして3,600万円ほど組んでいただいています。そんなことで、市からの支援もさることながら、県である事業につきましては、なるべく旭市内優先にいただきたい。特に、今は房州の方に行きますと、なかなか農家の方が元気がないと、元気があるところはこの管内かなということで、優先的にというようなことで県の方々にはお願いをしております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、ご質問にお答えいたします。

県のシミュレーションができていて、どのようにダブっていくかという図面をもってということだったんですが、図面はちょっと持ってきてなかったものですから、言葉で説明させてもらいますけれども、先ほど飯岡バイパスと県道飯岡停車場線の十字路、ここから南へ水を流すと申し上げました。県の行ったのは、蛇園地区、広原地区の水を仁玉川に持っていくルートと大間手川に持っていくルート、西に北にというルートを作ったわけです。そのときに水の量等を調べたわけだから、その資料を使いましょうよという話なんです。我々は、国道から南に持っていこうとしていますから、三川派川というルートともう一つは目那川というルートを考えました。目那川は目いっぱいだよと、能力はいっぱいだよということで三川派川に絞ったわけです。そういうことで、県の作ったデータを使えるんじゃないか、あるものは使いましょうということで答弁申し上げました。

以上です。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） はい、終わります。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 畜産振興費のバイオマスの環づくり推進事業ということで、規模は大体1ヘクタールということで聞いていますけれども、多分これは飼育は豚が主だと思いますけれども、何トンくらいの飼育の予定でしょうか。それとも、これは肉質等はどのように、普通の配合飼料と違うわけなんですよ。それは、どこまで掌握しているものなのか、説明をいただきたいと思います。

それと、あと土木費の公園費の中で、あさひ健康パーク整備事業4,200万円ということで、現在のこの進捗状況はどの程度までいっているものなのか、それも課長の方から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 平野委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） バイオマスの環づくり推進事業でございますけれども、先ほど言いましたように日量最大で約350トン程度作るということです。主に今予定していますのは、流動食ということで液状のえさでございます。ですから、専用のタンク車でローリーで養豚場へ運ぶ。通常の養豚経営ですとそういう液状ですので、給与はできないと。既に実はブライトピック千葉という会社がやるわけですが、これは干潟に事務所があります。農場は山田地区と飯岡地区と、そういうところにあるわけですが、その農場は既に今、この液状のえさを給与しております。ですから、農場の方は受け入れはできると。何でわざわざこれを作るのかということですが、今、豚舎のわきで実はこういう流動のえさを作っております。

やはり、これは消費者が買ってくれないと、この事業は成り立たないということで、消費者に現場を見せる必要があります。あるいは、生産履歴ということで、ちゃんとした工場で作っているよと。どうも畜舎のわきで作っているえさというのは、消費者から見た場合に、えっという部分があると。そんなことでここはやめようということで、ちゃんと食品を作る、えさを作る工場は別なところということで取り組んでいます。現在のところ、頭数的にちょっと資料はないので申し訳ないんですが、この会社は1,000頭の一環をやっているということで、この地域で、また全国的にもいっぱいやっていますけれども、その中で一応受

け入れをする。できれば、これからの旭管内、そういう養豚農家が需要があれば、使っていただくようなシステムを考えようということでやっております。

肉質ですけれども、実は当初やったときはいろいろ失敗があったということも直接聞いております。例えばトマトジュースがいっぱい余ってしまったと、それをわっと与えたところが、何か肉が赤くなってしまったとか、そういう失敗等を繰り返して、現在のところは消費者にも肉質、こういって作ったよと、おいしいという評価はいただいております。ただ、先般、ある生協さんの会議の中で話をしましたところが、そういうものをやったところが奇形の豚が生まれたよという生協の組合員がいました。それは、そういうえさをやったら奇形じゃなくて、豚というのは奇形が何頭か出るという家畜だそうです。ですから、その辺はちゃんと消費者にご理解をいただいて、食品残渣という表現になりますと、捨てるようなものですけれども、これは人間が食べ残したものであるということです。そういう理解で国の方も進めようということです。あくまでも残渣という表現はもうやめようと。人間が食べ残したものを豚に給与して、それをまた人間が食べるということです。消費者にもちょっと理解をしていただいて、現在、取り組みしようということで考えています。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 健康パーク整備事業の現在の状況でございますけれども、先月、入札を行いまして、まだ準備工に入ったところなので、まだ形には余り見えてないんですが、年内には基盤の造成工事を終了させまして、この補正予算に計上してございます芝張り工事を早急に着工したいと思っています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 平野委員、いいですか。

○委員（平野忠作） はい。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今の平野委員の関連なんですけれども、肉質のほかに例えばほとんどのえさの中には薬剤も入っていると思うんですけれども、この事業の中では、これを100%1頭に対して使っていくのか、それともどのくらいの比率、例えば豚肉60キログラムにするときに、液状の肥料でどのくらいの割合なのか、その辺もし分かればお聞きしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、実はこの会社はいろいろな形で

今まで取り組んできた経過があって、それが実は会社の財産だということで、先般もいろいろな細かいことを国へのヒアリングの中で国の方にも説明したわけですが、その回答は申し訳ないと、実は企業秘密というのがあります。なかなか真は教えられないと、今までデータで例えば亀田のあられが来たらば、このあられはこういう成分を持っていて、えさとしてはこのビタミンの何がもうちょっと必要だとか、そういうものをすべてデータで持っているらしいです。それを転換して、すべて豚に適したえさにするというごさいます。

今一番ちょっと気がかりなのは、こういう表現はあれですけども、国の方からはもう一つ実は約30億円でそういう食品の食べ残りを実は乾物のえさにするという取り組みをしているところがある。それは実は廃棄物を処理する業者の方がやっているよと。どうもそれはちょっとというのがあったんですけども、どうしても豚のえさから入らないと、これはなかなか難しいと、単なる残っているものをうまく使っちゃえということではなくて、あくまでも豚から入っていかうと、そういう形でこの会社はやっています。どのくらいということで、多分ずっと最後の出荷の段階まで入れているかと思ひます。えさ箱が違ふということで、乾物のえさ、配合飼料等を流すラインではありませんので、液状を流すラインになっていますので、そんなことで我々ちょっと聞いた範囲の中では、なかなか豚舎の中も余り入らないでくれと、我々行政の職員が一番危ないということで、よそをいろいろ歩いた人間がというようなことで、写真等の中ではすべて仕上げまで使っているような形で伺っております。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） ということは、精肉にする場合、精肉で60キログラムくらいが普通なんですけれども、それにするには、ほとんどこの液状のえさで使っているというように考えてよろしいのか、それとも途中で、要するに固形肥料、今までの普通の飼育ということで固形肥料も使っているのか。配合飼料も前々から問題になっているんですけども、抗生物質の投入とか、そういうがあるので、これの場合だと、一番ちょっと不安に感じられるのは、要するに食品添加物がどのように、ほとんどが食品添加物が入っていると思うんです。ですから、その添加物が例えば配合飼料などに入っていた抗生物質と同じように、どのくらいの影響があるかというのは、その辺のことはデータの的に出ていないのかなと思ひまして。ちょっと不安なもので。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 会社の豚舎を見ますと、通常であれば配合飼料ですとかえさのタンクがあります。トラックが来て上から出すわけですが、それがちょっと見当たらない

いということを見ると、すべて液状かなということで、ちょっとまたすみません、確認をさせていただきます。

それで、この技術は日本で初めてですけれども、ヨーロッパではこれは主流になっているよということで、なかなか日本で取り組みが今まで遅かった、行政もちょっとそういう部分も遅かったのかということでもあります。

あと、そういう食品添加物の関係でございますけれども、会社の社長からは、実は今違う話で水田に実は堆肥を入れたい。畜産の中でも牛ふんを持ってこいという農家の方が多いんです。県の試験場の先生方も牛ふんがいいよと、豚ふんは何でだめだということになりますと、亜鉛が入っているといろいろあります。本当に入っているのという話で、ここの社長とも話したら、我が社の全部食品ですと、配合飼料のようにそれは入ってない。現在は、配合飼料の中もそういう添加物を極力入れないということで、業界の方ではやっているそうです。

それと、今例のポジティブリストの関係で、野菜等がポジティブリストの対象のみということではなくて、こういう肉も実は対象になっております。ですから、抽出をして中から分析して出てきますと、出荷停止になったあるいは回収されたという肉も、数か月前にありました。そんなことで、野菜と同じようにそういう分析等は常にされているということで理解しています。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） 商工観光課長にお聞きしたいんですけれども、今年の夏の観光入り込み数とか事業ということに関連します。今年、梅雨明けが例年よりも10日以上ずれ込みまして、読売新聞等で見ると、千葉県の観光、特に夏の海水浴に対しましては、16%ないし20%の減ということでございます。この旭市においても、いろいろな夏のイベントがございました。

YOU・遊とか七夕あるいは海水浴……

○委員長（向後和夫） 平野委員、これは予算の審査なものですから、内容がちょっと。

○委員（平野忠作） そうですか、初めてなものでどうも失礼しました。今後、勉強して気をつけますのですみません、よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） それでは、あと質疑が特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について商工観光課長より補足して説明がありましたらお願いいたし

ます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 議案第20号につきましては、本会議において補足説明をしましたので、それ以外に追加して説明する内容はございませんので、ご質問にお答えしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 本会議の中で説明をいただいたことで、この施設については昭和50年に設置をされて31年間くらい経過していると。基本的には利用者がいないということで今日まで至ってパークゴルフ場ができるということも含めて取り壊しになるというような、そんな内容かと思います。返還金があるので必要性があるよという説明もいただきました。そこで、その点で二つ伺いいたしますが、この施設については、昭和50年当時設置をされた内容というのは、条例にもありますけれども、青少年の健全育成という立場から働く方々が5時から9時まで利用できるということとか、いろいろな面で育成をしていこうという、そういった主な目的があったわけですが、全体的に言えることは、設置をされた以降、本来の目的以外のニーズの方が多くて、本来やるべきことというのはやってこれなかったんじゃないかという施設だというふうに私自身思っております。

そういったことで、今回たまたま廃止をするということで、最近の例を見ますと、使い方がなかなか利用されてないということから、違った角度で利用促進するためのご努力もいただいていたわけですが、廃止に当たりまして、この施設がどうであったかということ、やはり検証する必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

というのは、今、合併をいたしましていろいろな施設があるわけですが、それぞれの市や町の思いや、そしてニーズによって県や国の補助をいただいていた施設、単独で施設を造ったものとかいろいろあるわけですが、特にこの施設は補助金をいただいて造った施設、目的があるわけですが、その目的を逸した部分でずっと推移をしてきたというような感があるわけでありまして、そういった意味では、利用が少なかったから日数がたって、パークゴルフ場がたまたまできることによって廃止をするということだけでいいのかということにはならないというように思いますので、昭和50年から以降、今日まで至るに当たって、どういう反省点があるのか。また、施設を建てるに当たっては、よほど慎重にい

かなければいけないというふうに思うわけですが、その点、この条例を廃止することによってどういう今後の課題といたしますか、施設に対する課題とか、あるいはこの施設の目的があつて、それが達してきたのかどうかとか、いろいろな検証があると思いますけれども、その点、検討されていれば、ぜひこの際お示しをいただければと思います。それが1点目。

2点目は、財産処分ということで、それぞれ国や県の返還金が必要ということでございますので、それはどの程度残っているのかどうか、この点、2点だけ伺いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 勤労青少年ホームを廃止するについて、またその検証という部分でお話がありました。確かに、この施設を造ったときには、かなりの方が利用しておりましたし、旭市の中のいろいろな施設の中でも活発に利用されていたというふうに感じております。しかし、時代の流れの中で、施設の老朽化等もございましたけれども、そういった中で、施設自体がちょっと場所的に海岸という部分もありまして、やはりちょっとそういった意味では遠いのかなという部分等もいろいろ話された経過がございます。そうはいっても、その時代に必要な施設として、それなりの目的は達したというふうに感じております。

それと、施設を廃止するにつしまして、その後、いろいろな施設ができております。青年の家もそうですが、公民館とかいろいろな部分もありますので、同じような使い方という部分もかなりありますので、そういった意味では、新しい施設にそれを請け負っていただくという部分でいいのかなというふうに思っております。

それから、勤労青少年ホームの廃止に伴う補助金の返還ということでございますが、お手数ですが、補正予算書をちょっと開いていただきたいと思います。19ページになります。

これは、総務費の方の諸費の中での償還金利息及び割引料ということで299万4,000円が計上されております。この中で、今の時点で言えることですが、勤労青少年ホームの廃止には条件がございます。取り壊し費用が残存価格より高い場合は補助金の返還はないというふうになっております。ですから取り壊し費用、これから取り壊すわけですが、入札してみないと分かりませんので、その金額がどれくらいになるかという問題がございます。残存価格については2,151万円となります。

国の補助金につきましては、建設費9,000万円の中で国庫補助金としては750万円、県費補助金として3,500万円をいただいております。その中で、残存価格は2,151万円あるということになりますので、その率を掛けるという部分になるわけでございます。そうしますと、取

り壊し費用を幾ら見るかという部分がございますが、結果的に取り壊し費用につきましては、1,800万円から2,000万円くらいという部分で考えております。そうしますと、2,151万円の残存価格からその取り壊し費用を引いた残りを幾らにするかという部分ですが、予算上では、最高、アッパーの額として452万1,000円が、残存価格から取り壊し費用を引いた残りを452万1,000円として見た場合の金額として計上してございます。そうしますと、国の方は452万1,000円に0.083を掛けます、これは補助率の負担率です。そうしますと37万6,000円、県の方は補助負担率0.389を452万1,000円を掛けますと175万9,000円という部分の中で、213万5,000円の償還金というふうに出してありますが、これはあくまでも入札結果によるものでございますので、返還金額につきましては80万円から200万円の幅の中で推移するものと考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子委員、いいですか。

○委員（神子 功） はい。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 健康パーク事業についてご報告させていただきます。

去る6月の委員会で、滑川委員よりパークゴルフ場の収支計算はどのようになっているかとのご質問がございまして、この9月の本委員会で、管理に要する資料などを、収支計算を具体的に示したいと答弁いたしましたが、この件につきましては、先の本会議で明智議員の一般質問にお答えしましたように、今後、運営検討委員会を立ち上げまして、その中で利用料金の設定や管理面における管理費用等について十分勉強して、また検討してまいりたいと考えておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません、貴重な時間で申し訳ないんですけども、一つ農水産課の方から報告をさせていただきます。

農業研修施設の無償譲渡に関します経過の報告でございます。本年第2回の定例会におきまして、議案第3号の旭市農業研修施設の設置及び管理に関します条例を廃止する条例、これが6月26日の本会議で議決をされまして、条例が廃止されたところでございます。当研修

施設は飯岡地区の後区と上永井地区にあったわけですが、この両施設が、行政財産から普通財産に切り替えが行われまして、7月1日付で譲与の契約書の締結によりまして、それぞれ施設が区の方に無償譲渡をされております。

なお、施設の敷地につきましては、地権者と地元区の間で土地の使用貸借を無償で平成18年7月1日から平成38年6月30日までということで、20年の貸借期間で締結をされております。特に、両施設ともお寺の敷地ということで、今後、施設の使用には支障がないのかなというようなことで、適正な運営管理が行われ、地域において有効活用が見込まれる、併せてご報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、先ほど平野委員から夏季観光の入り込み客数をという話がありましたので、この場で説明させていただきます。

海水浴につきましては、今年は長雨ということで梅雨も長引きましたので、前年よりかなり減っております。数字を申し上げますと、平成17年度の矢指ヶ浦の海水浴場については2万1,450人という数字がありますが、今年につきましては1万3,742人ということで、60%くらいというふうになっております。

それから、飯岡でございますが、昨年が12万2,495人、今年については9万6,000人という部分でありますので、これもかなり減っております。

また、海水浴場を開設しておりますが、その中でゼロという、1人も来なかったという部分も幾つかございますので、やはり7月での長雨等々の部分でかなり減っているというものでございます。

それからイベントでございますが、いいおかYOU・遊フェスティバルですが、これについては花火大会という部分については8万9,000人、そのほかビーチバレー、宝探し等がございますが、トータル的には11万8,700人という数字になっております。

それから、七夕まつりですが、これは7月6・7日の部分ですが、これはトータル的に2日間で12万人というふうになっておりますので、YOU・遊は昨年は多少増えた、七夕については前年同様という部分なのかなと思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 建設課長にお伺いしたいんですが、これまで入札についてどのような取り組みがあったのかどうか、お示しいただければお願いいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 神子委員、申し訳ございません。その資料は、きょうは持ってまいりませんでしたので、改めて。今の途中の状況でよろしいでしょうか。この間、決算の中では、資料としては平成17年度を出しましたけれども、同じような今の状況ということで理解すればよろしいでしょうか。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 所管の委員会の委員の皆さんは、当初予算を通過して、なるべく3月に集中してはいけないよということですずっと来ているわけですから、そういった意味では、4月、5月というのはなかなか入札も難しいと思いますけれども、今は9月ですから、途中で100%とすれば、どの程度その建設あるいは排水とか、予定しているものが進んでいるかということも、やはり当委員会としては把握しておく必要があるんじゃないかということ、できれば9月ちょうど真ん中ですから、どの程度、進捗はどうかということも、委員会としては知っておくべきだというふうに思いましたので、質疑をさせていただきました。

ですから、28日までまだ日にちがございますので、できれば決算審査の中でお示しいただいたように、今9月末現在とかあるいは8月末現在とか、一番近いところの進捗状況を委員長を通じて、我々委員あるいは全議員になるか分かりませんが、最低でも委員の皆さんには十分分かるようにお願いしたいと思います。委員長、その点、よろしく願います。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 分かりました。この後、請願の審査もあるだろうし、午後、視察もあるというふうに聞いています。そういったタイミングでお示ししたいと思います。

○委員長（向後和夫） ほかにございますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 都市整備でちょっとお聞きしたいんですが、パークゴルフ場のことですが、運営検討委員会をつくるとおっしゃっておりますが、例えばどのようなメンバーになるのか。それで、実際には6月には出していただけるというようなことでしたけれども、概算でもよければ、特に今市内ではパークゴルフよりもグラウンドゴルフの方がずっと人口

的には多いし、日本でも今グラウンドゴルフというのがブームになっているようなところがあるんで、その辺も考えまして、特に造ればいいということではなくて、やはりこれから運営していくにはランニングコストが必ずかかるんで、少なくとも損得プラマイというよりもランニングコストはどのくらいかかるのかと、入場者数の方ではなくて毎月幾ら、年間で幾らとかかるくらいは、やはりシミュレーションで出しておくのが当たり前だと思うんですが、それが出ないで運営検討委員会の検討まで任せるとするのは、ちょっとおかしいような気がするんですが。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 運営検討委員会の構成メンバーなんですけれども、今考えておりますのは、庁内の関係各課、それから外部関係団体等を交えまして構成したいと考えております。外部外郭団体は、いろいろ体育協会とか社会福祉協会とか老人クラブ等ございます。そういった団体を今のところ考えてございます。

それから、管理費用なんですけれども、確かに委員がおっしゃいますように作ればよろしいんですが、先ほど申し上げましたように利用料金をまだ設定してございませんので、具体的な数字はまだ出してないので大まかな数字でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○都市整備課長（島田和幸） 年間の維持管理費でございますけれども、これは施設の日常管理、それから植栽の維持管理費用がございまして、この施設の日常管理と言いますと、受け付けとか園内の見回りとか、そういう人件費等も入ってございます。おおよそ本当の概算でございますけれども、大体1,500万円くらいが最大かかるかと思っております。これは、同規模の公園を維持管理するのと同程度でございまして、パークゴルフを楽しんでいただくためには適切な維持管理費は欠くことはできないと考えております。また、市民の健康維持、それから増進や海岸の活性化を図る観点からも、有意義な施設と考えております。

それから、他市の状況についてちょっと申し上げさせていただきます。民間ですと、なかなか情報等を教えてくれませんので、公営施設の他市の状況等を報告させていただきます。

習志野市に中央公園パークゴルフ場というのがございます。これは、年間約8万5,000人です。これは利用料が1日620円です。それから、御宿町にあります御宿パークゴルフガーデン、これが年間約9,000人です。利用料は1回500円です。それから、群馬県にあります吉岡町のパークゴルフ場が約1万2,000人です。利用料が1回500円です。それから、神奈川県の開成スポーツ公園が年間約7万人で、1回200円です。もう一つ、それから山梨県の清里、

観光地の有名なところなんですけれども、年間約6,000人で1回1,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、以上で所管事項の報告を終わります。

次に、請願3件の審査を行います。

農水産課、商工観光課以外は、退席してください。

11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の審査

○委員長（向後和夫） 去る9月8日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第4号、WTO農業交渉に関する請願について、請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についての3件であります。

これより付託請願の審査を行います。

初めに、請願第4号についての審査を行います。

請願第4号について、紹介議員であります嶋田哲純議員よりご説明をお願いいたします。

○紹介議員（嶋田哲純） 請願者、千葉県旭市口の1549番地1のちばみどり農業協同組合、代表理事組合長、鈴木節夫、紹介議員、嶋田哲純でございます。請願の趣旨でございますが、WTOドーハラウンド交渉は、農業、非農産品市場アクセス、サービスなど全分野について本年末までに最終合意がなされるよう集中的な交渉が行われましたが、各国の意見の隔たり

が縮まらず、当面、交渉は暗礁に乗り上げています。

WTO農業交渉は、21世紀の我が国の「食」と「農」の根幹を左右しかねない、極めて重要な課題です。このような危機感から、JAグループは今次ラウンド交渉が開始される以前から「多様な農業の共存」を基本理念に掲げ、我が国農業が果たす多面的機能について、国民各界各層から、広範な理解と支持が得られるよう全力を上げた取り組みを展開してきました。

今後、情勢はますます厳しいものとなっていくが、食料自給率が著しく低いといった我が国など食料輸入国の共通の事情が十分配慮されるとともに、多くの人口を抱える中で、小規模家族農業者によって展開されているアジア・モンスーン地域の農業が持続的に発展できるよう、下記により意見具申をお願いいたしたく要請いたします。

第1でございますが、農業の多面的機能など非貿易的関心事項を具体的に反映したモダリティを確立し、消費者への安全・安心な農産物の供給を将来にわたって可能にされたい。

2、開発途上国の都市と農村の貧困を直視したモダリティを確立し、すべての国の農業の共存を可能にされたい。

3、各国が抱えているセンシティブ品目の国境措置に関して柔軟な取り扱いを認めるとともに、上限関税の導入を断固阻止し、輸入国の懸念に十分配慮した農産物貿易ルールを確立されたい。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田哲純議員の説明は終わりました。

続いて、農水産課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それではすみません、これにつきまして、若干、今国なりの情勢等をちょっとご報告をさせていただきます。

貿易の自由化ということで、非常に農業に及ぼす影響は大きいのかなということで現在取り組んでおります。特に、今言われているのは、例えば、麦等はいろいろな農産物、本来は例えば6,000円するものが2,000円くらいで、ほかの4,000円は実は国が補助していると。これが今までの農業のやり方だったわけですけども、いろいろな世界のルールの中では、それは通用しないと、そういうことをやっているのは、日本はおかしいんじゃないかという、それはやりたくてもルール上はできないというのは目に見えております。そういうことになってしまうと、日本の農業はだめになってしまう。アメリカのあの広大な農地を相手に日本

はどうやって勝てるかという部分もあるわけですが、現在、農林水産省の中では、この貿易交渉を見据えて、実は品目横断的経営安定対策を平成19年からスタートをさせると、これはこの貿易ルールの改正をにらんで国は対応を打ち出しました。

この品目横断というのは、先ほど言いましたいろいろな物に対して補助じゃなくて、これからは人に対して補助をしていこうと。これは国際のルールの中では認められているものがあります。今、国の方で考えておりますのは、例えば、麦を作るのは最低7,000円ないと再生産はできないと。これが5,000円になってしまうと、作ったら作った分だけ損をしてしまう、そういうことは農業を継続していく上で、これはちょっとおかしいと、そういうような形で、農家に対して所得補償をしましょうという動きが今平成19年から始まります。そういうことで、これはWTOをにらんで実は国が仕組んだということで、我々も聞いております。ぜひこういう対応をいち早く農家の方が使っていただきたい。現在、この品目横断経営安定対策につきまして、米、麦、大豆あるいは加工用のジャガイモのカンショとかそういうのがあるわけですが、ただ問題は、米については国の施策であります需給に対応した生産調整ですか、昔の生産調整、これを実施した農家でないと、国はちょっと支援は考えていないということです。その辺もちょっと若干問題があるのかなと。

あと、この辺で麦、大豆につきましても、作るとなかなか品質が悪いということで売れないという部分もあります。そういういろいろな問題も抱えております。特に、今、地方から発信しているのは、この貿易ルールにのっとりまして、野菜をぜひこの品目横断に入れていただきたいという、そういう発言は地方から来ております。ただ、国の方は平成10年を待たないで今、野菜の経営安定、これを若干変えるということで聞いております。時代に即した所得補償を考えていくということで、国の方は取り組んでいる。

特に、今、我々ちょっと市の末端でやっているのは、国は認定農業者等に対しまして来年からは実は制度資金、これが今、実質近代化資金あるいは公庫資金等が1.6から2.0くらいの末端金利があるわけですが、これを実は農家対策としまして無利子にするということで動いております。平成19年4月以降からは、無利子で借りられる資金も国は作ろうと。そういう面でこの貿易ルールの改正に向けて、農家対策、補助金の中身を変えていくという形で動いております。

特に、市の中では、そういうものと相まって、特に国の方はこの国際ルールも去ることながら、税金を例えば農業に使う場合に、納税者が理解あるような形ということで、それをやはりこの貿易ルールの改正に向けてしっかり取り組もうということで、特に消費者に対して

農業のファンを作るということで、でないとも国際ルールの中でやっておっても、この国の中で何で農業に補助するのという、そういう問題も出てきます。そういうようなことで、本市で進めています交流の事業は、まさしく消費者に農業のファンを作る、そういう意味で取り組みをしていきたい。

そんなことで、なかなか難しい問題で、申し訳ありません、ちょっと説明にならないと思いますけれどもよろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明は終わりました。

それでは、請願第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、請願第4号の審査を終わります。

続いて、請願第5号についての審査に入ります。

紹介議員であります嶋田哲純議員よりご説明をお願いいたします。

○紹介議員（嶋田哲純） 請願者、千葉県旭市口の1549番地1、ちばみどり農業協同組合、代表理事組合長、鈴木節夫。

請願の趣旨でございますが、当地区では、農業従事者の減少、高齢化、また混住化が進行し、耕作地が増加し、地域環境に影響を与えています。このような中、地域ぐるみで農地、水を守る共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援する「農地、水、環境保全向上対策」が、平成19年度から導入されることになりました。同対策の実施により、地域のよりよい環境保全の実現を図るため、下記によりお願いいたします。

「農地・水・環境保全向上対策」の周知と予算確保に関する事項、地域の住民に農地・水・環境保全向上対策の周知を図るとともに、希望するすべての地域が実施できるよう予算を確保すること。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 嶋田哲純議員の説明は終わりました。

続いて、農水産課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、本請願につきまして若干、補足説明させていただきます。

実は、この事業につきましては、平成19年から国が制度を作るということで動いておりま

す。先ほど言いました貿易交渉等もいろいろある、そういう国内の農業対策としまして、実は集落にあります例えば農道あるいは農業用の排水路、そういうものを集落みんなで維持していこうと。現実的には既にこの市内の中では、相当程度共同活動ということで実施をされております。そこが、今度、国全体を見ると、どうも農家だけしか水路掃除に来ないとか、あるいは土地改良施設を造ったら造りっ放しでなかなかその維持がされてない、そういう面もあるということで聞いております。

そんなことで、全国一律に特にこの事業の中では、集落はこれから農家数も減ってくると。そういう中で、農業をやる方だけが農道の修理あるいは排水路の補修、水路掃除、そういうものでは農業経営もおかしくなってしまうんじゃないか、そういうようなことで、農業者だけでなくで非農家も含めて集落全体でそういう環境保全に対しての取り組みを国が支援をするということでございます。

水準ですけれども、例えば今、国の案としましては、国が10アール当たり2,200円出すと、これは既に予算も十分国は確保してある。それとともに国の2,200円と同じ金額を地方で出してくださいということで、現在、実は説明の中では聞いております。その地方というのは、県が2,200円の中の1,100円、それと市が1,100円というようなことで、地方と国で農家のそういう機能を支援をしていく、そういうことでございます。

現在、旭市の中では、実は既に平成18年から国の要請に基づきまして、モデル事業というようなことでいち早く平成19年から本格的にやりますけれども、2地区が取り組んでおります。1地区は川口地区というようなところで、62町歩を対象に現在、事業費的には270万円程度、これで集落のいろいろな環境保全に取り組んでいただいている。それと、西琴田地区で、ここは面積的には55.8ヘクタール、事業費的には約245万円程度、これを使っていただいて草刈りとかいろいろな作業を今取り組んでいただいて、これらをもとにして平成19年から国が本格的実施をするということになっております。そういうようなことで、市全体としては、この事業を我々も改良区と一緒にやって取り組んでいることでございます。

現在、問題になっていますのは、国はあるけれども県がどうもない。ただ、県はどうも農林の予算の中で実はやりくりをしようと。そうなりますと、例えば土地改良事業を削ってこの事業に回すとか、そういうことも懸念がされるところで、我々は県の関係の方には、そういうことがあってはならないということで、同じ予算であっても、県は別枠で取っていただきたい。特に、県にはそういうことで、この事業を入れた中で、今度は農林の違う事業が削られてしまうと、何のための農家支援か分からなくなってしまう。そんなことも実は考

えております。市の中では、現在、改良区、農道の補修あるいは集落の川とか、そういうものは改良区が維持管理をしておるわけです。改良区が、地元区と一緒に連携してあるわけですので、改良区を窓口にしまして、現在、実施をする地区を改良区が取りまとめをする、そんな形で現在動いております。

それと、この事業の中に実はもう一つ2階建ての部分というようなことで、集落でそういう農道あるいは川刈り等、いろいろな共同活動をしたと、さらにもう一つ多分農協の中で出ているのは、いろいろな営農活動に対して支援をするというものも実はあります。

集落で話し合いをして、例えば農薬を減らした運動あるいは化学肥料を減らした運動、そういうものを取り組む集落に対しましては、一定の要件がありますけれども、エコファーマーにすべてなっていていただくとかいろいろ制約はあります。そういうことに対しまして、実は国が水田ですと3,000円、地方でまた3,000円を負担してください。計合わせて10アール当たり6,000円支援をしますと、そういう中身になってきております。これも合わせて、県の方には実はそういう事業をやるために、先ほど補正予算の中でご協議いただきましたけれども、いろいろな事業が削られてそっちへ行ってしまうと、何のための仕組みか分からなくなってしまうと。むしろ県に対して現在、別枠でこの事業は考えていただきたい、そんなことで地方からは発信をしております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明は終わりました。

それでは、請願第5号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、請願第5号の審査を終わります。

続いて、請願第6号についての審査に入ります。

紹介議員であります神子功議員よりご説明をお願いいたします。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第6号、件名につきましては、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書でございます。

請願者につきましては、千葉県旭市ニの5113-2、連合千葉海匠地域協議会議長、山崎憲一さんからの請願でございます。紹介議員は神子功でございます。

請願の趣旨がかなり長くなっております。これの内容につきまして意見書を出してほしい

ということで、三つございまして、一つは、出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること、二つ目には、貸金業規制法第43条のいわゆるみなし弁済の規定を撤廃すること、三つ目は、出資法による日賦貸金業者の電話担保金融に対する特例金利を廃止することということで、意見書を出してほしいというのが内容でございます。

請願の趣旨が（１）から（７）まで書いてありますが、全部読めばいいんですけれども、ちょっと長くなりますので、かいつまんで請願の趣旨を申し上げます。

（１）につきましては、いわゆる自己破産件数が増えているということで、これについてはサラ金とかあるいはクレジット、商工ローン、こういった多額の債務を負って弁済が困難に陥ったということで、多重債務者がいるとか、あるいは中小零細企業が主で、それらを理由として自殺者も増えているということで、もはやこれらについては社会問題があると言わざるを得ないという内容が（１）に書かれております。

多重債務者を生み出す要因としては、（２）に高金利があるんじゃないかなと。これは最近の新聞等につきましても、自民党の方で検討して、賛否両論が新聞報道されておりますけれども、いずれにしても上限の金利という年29.2%、グレーゾーンといいますか、そういったことでこの件についても十分議論が交わされる必要がありますけれども、その問題については、平成19年1月に見直されるというような内容がここに書かれております。

3番目については、我が国の公定歩合の関係、それから銀行の貸し出しの平均金利の内容、それらについても、出資法の上限という異常なまでの高金利の内容に関係して、公定歩合とか平均の金利は低いけれども、そういう出資法の関係で高いということから、かなり契約社員とかパート労働者、こういった方が安定な状況の収入がないということから、資金を借りて家計も圧迫するような状況にあるということが、3番目に書かれているわけでございます。

4番目も同様な状況です。

5番目については、貸金業規制法第43条につきまして内容がずっと書かれておりますけれども、いずれにしても多重債務の問題の最大の要因ということの内容が書かれてございます。

そういうようなことで、全体的に考え、今回の請願の趣旨でございますけれども、冒頭に三つの意見書を出してほしいという、そういう内容の話をいたしました。が、いずれにしても消費者金融、こういったことを利用する人たちが増えているということから、グレーゾーンと言われる29.数%、こういったものを高金利ということで位置づけられておりますけれども、お金を借りる人が、これらによって大変生活を圧迫しているような状況があるので、そういうことを含めて、ぜひ見直しをお願いしたいということで、今回、請願者の方で取り

組んでいただくようにということで、請願に至ったというふうに伺っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 神子功議員の説明は終わりました。

続いて、商工観光課長から参考意見がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長（神原房雄） この法改正につきましては、現在、国において審議中ですので、今推移を見守っているところでございます。現段階での意見はございません。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長の説明は終わりました。

それでは、請願第6号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、請願第6号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 零時25分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して採決を行います。

請願第4号、WTO農業交渉に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

続いて、請願第5号、「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

全員採択であります。意見書としては提出をしないということにしたいと思います。ただし、執行部に対しては意見を述べるということで行きたいと思っています。

請願第6号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（向後和夫） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長（向後和夫） 初めに、請願第4号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第4号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで朗読させていただきます。

お手元に配布してございますWT〇農業交渉に関する意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（向後和夫） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、請願第4号、WT〇農業交渉に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、本意見書につきましては、ただいまご協議をいただきましたとおり、準備を進めたいと思います。

続いて、請願第6号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（来栖昭一） それでは、請願第6号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで朗読させていただきます。

お手元に配布してございます出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書案をごらんいただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（向後和夫） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、請願第6号、出資法の上限金利の引

き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書は、原案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、本意見書は、原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいま協議をいただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案のWTO農業交渉に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 委員長を提出者、賛成者として委員全員をお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま神子委員の方から委員長が提出者、賛成者は建設経済常任委員全員ということによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、提出者は委員長の私、向後和夫、賛成者は鈴木正道委員、神子功委員、嶋田哲純委員、滑川公英委員、平野忠作委員、そのように準備を進めたいと思います。

続いて、発議案の出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） WTO農業交渉に関する意見書案と同様に、委員長が提出者、賛成者として委員全員としてお願いいたします。

○委員長（向後和夫） それでは、ただいま神子委員からのご意見のとおり、提出者は委員長の向後和夫、賛成者は建設経済常任委員の鈴木正道委員、神子功委員、嶋田哲純委員、滑川公英委員、平野忠作委員とすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、提出者は委員長の向後和夫、賛

成者は鈴木正道委員、神子功委員、嶋田哲純委員、滑川公英委員、平野忠作委員ということで準備を進めたいと思います。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫